

発議第5号

安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書について

安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年7月11日 提出

松阪市議会議員	川	口	保
	永	作	邦
	松	田	俊
	今	井	一
	久	松	倫
	松	田	千
	田	中	力

安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書

働くことは、生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。日本は、約5,350万人が雇用関係のもとで働いているが、そのうち、不安定な雇用にある非正規労働者は毎年大幅に増加し、現在は2,000万人を超え、また、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアが1,100万人に迫っている。

10年以上に及ぶデフレ傾向から脱却し、所得向上を起点とした経済の好循環の実現によって、日本経済を持続的な成長とするためには、安定的な雇用と均等・均衡な処遇のもとで働きたい人が、安心して働き続けることができる環境を整備することが必要不可欠である。

2008年秋のリーマンショックによる派遣切り、雇い止めなどによって、多くの非正規労働者が職を失ったことを受けて、政府や国会では、2000年前後から続いた雇用ルール緩和の転換が進みつつあった。

派遣労働者をはじめとする多くの非正規労働者の働く人々が、正規雇用で働きたいと思っているとの調査結果もある。

しかし、政府内に設置された規制改革会議や産業競争力会議では、再び雇用を含む労働規制の緩和を検討しており、その中には、安定雇用を減少させ、不安定雇用を大幅に拡大・定着させることが危惧される「解雇の金銭解決制度」や「限定正社員制度」、「労働者派遣法の見直し」などが含まれている。

また、労働政策に係る基本方針の策定のあり方について、労使の利害調整の枠を超えた仕組みを創設することが提言されているが、雇用・労働政策は、国際労働機関（ILO）の三者構成原則に基づいて議論することが国際標準となっている。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 所得向上を起点とした経済の好循環の実現による日本経済・社会の持続的な成長を実現するため、安定的な雇用と均等・均衡な処遇のもとで、安心して働き続けることができる雇用・労働環境を整備するための法改正を行うこと。
- 2 特に、労働者派遣法については、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と、処遇改善に向けた法改正を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、国際標準であるILOの三者構成原則にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月11日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴